

岐阜市立木田小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定
平成30年4月改定
平成31年4月改定
令和元年7月改定
令和2年4月改定
令和3年4月改定
令和4年4月改定
令和5年4月改定
令和6年4月改定

はじめに

ここに定める「木田小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

木田小学校としては、こうした岐阜市の状況をふまえ、令和元年度より「木田っこ宣言」に加えて、「いじめ防止キャラクター、標語、ポスター」募集を行い地域挙げての啓発に取り組んできた。また、「いじめを考える集会」を行い、いじめを全校全体の問題としてとらえ、いじめ防止・いじめ解消に努めてきた。その他にも、外部講師を招き、いじめや人権に係る講話を通して、人権感覚を養いいじめの未然防止に努めている。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努める必要がある。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

① 「いじめは、絶対に許されない」

・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対する個への指導にとどまらず、学校、学級などの集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- 1 どの子も全力で応援する →誰も一人ぼっちにさせない
- 2 いつでもどんな相談も聞く →どんなことも受け止める
- 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する →いじめはみんなで必ず止める
- 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう
→必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる。

（「岐阜市いじめ防止対策推進条例」「教育委員会の方針」、「学校の実態」や「校長の方針」等を踏まえ、自校の基本的な考え方）

(6) 保護者の責務等

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力・自浄力等を育成する指導 等）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった。できた。」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・児童一人一人の自己肯定感を高めるために、授業、学級づくり、休み時のふれあいなどを大切に、児童の話の傾聴に努める。
- ・いじめ防止強化週間に向けた「いじめを見逃さない日」の取組を児童会中心で行い、お互いのよさを認め合い、児童自身でよりよくなろうとする態度や自治能力の育成に努める。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）

- ・学校は「安全・安心」して生活できる場であることを全職員が理解し、「安全・安心」になるための指導を徹底する。
- ・約束やルールは、自分たちの「安全・安心」のためにあることを指導し、児童に対して全職員が同じことを指導し、組織的に対応する。
- ・児童同士で「安全・安心」を呼びかけられるような望ましい人間関係を築く取組を行い、通信や、朝の会・帰りの会でその姿を認め、価値付け、お互いのよさを認め合える指導を継続的に行う。
- ・児童の声に耳を傾ける体制作りとして、「心のアンケート」等を行ったり、「ここタン」からの情報を集めたりして、複数の職員で児童の実態をとらえ、組織的に対応する。
- ・校内にいじめ防止に係る掲示（いじめ対応フロー・「4つの約束」・「いじめとは」）をする。

(3) 生命や人権を大切に作る指導（豊かな心の育成）

- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるようによさ認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心(自殺予防を含む)、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を推進する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもってかかわることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」をはぐくむ人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・教職員の人権感覚を高める研修等を行う。
- ・いじめを見逃さない日やいじめ防止週間などを通して、個人及び学級においての「木田っこ宣言」を掲げられるようがいじめ未然防止に関わる児童主体の取組を行う。

(4) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自己肯定感を与える。
 - ② 共感的な人間関係の育成をする。

- ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

そのために、小集団学習活動の充実、日常生活の中で、児童の活躍の場（役割、係、当番）の設定、児童の具体的な姿や思いの価値付け・方向付け等を行う。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・PTAと協力して「決めて守ろうわが家のルール」の啓発の推進をする。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

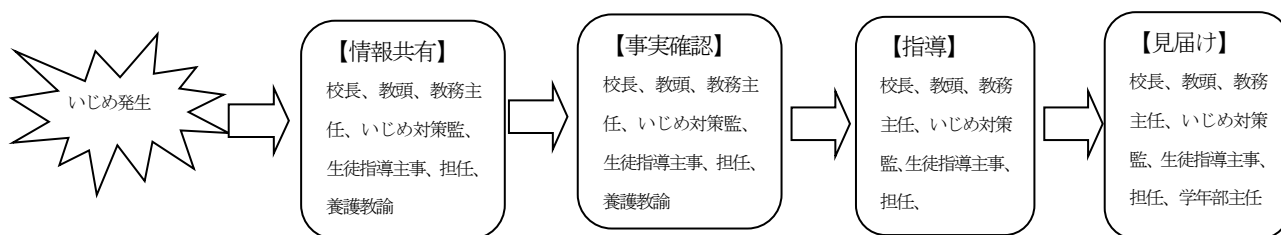
- ・傍観者にならないためにSOSの出し方の授業、いじめ発生時対応演習、仲間の変容に気づき知らせる指導等を行う。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるように、日常的な声かけ、児童の行動観察、スマート連絡帳、ココタン等からの情報共有、回答しやすい環境整備(自宅での記入、保護者配信メールなどでの周知)、複数職員での確認等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝！）

- ・初動での被害者側の辛さや不安に寄り添った対応を行う。いじめ対策監、学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さないきめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーの役割を明確にし、迅速かつ組織的に対応する協力体制を整える。



(4) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にしながら、全児童に対してあらゆる機会をとらえた教育相談を進める。また、教職員は常に児童の日常生活に気を配り、全児童を対象とする開発的教育相談や不安や悩みを抱える児童に働きかける予防的教育相談にも心がける。特に、問題が起きていない時こそ、信頼関係が築けるように日常的に児童理解を図るように努める。
- ・問題解決的な教育相談では、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように危機感をもって児童の相談に当たる。

(5) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会議では学校いじめ基本方針の理解に努め、夏季休業中の職員研修では、ネットいじめの現状等の理解、教育相談も含めた組織的対応（学校組織での対応）を図るための研修を行う。適宜職

員研修を行うことによって、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、計画的に校内研修を充実する。

- ・いじめ事案を生きた教訓として学び、教職員のいじめ対応に対する質的向上を図る。

(6) 保護者・地域との連携

- ・保護者、地域住民に積極的な情報提供を依頼し、いじめの疑い段階で確実に連絡を取る。
- ・いじめが確認された後には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが絶対に許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。被害者側の安心感の確保や加害者側の成長の見届けを行う。保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(7) 関係機関との連携

- ・チーム学校として、教育委員会や警察、子ども相談センター、子ども若者総合支援センター、主任児童委員、学校運営協議会委員とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・教育委員会へは、直ちに報告し、関係機関（警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー）との情報共有や指導の際の連携を図り、保護者には各種相談窓口を紹介する。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 <必置>

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、いじめ対策監、学年部主任、教育相談主任、養護教諭 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、民生委員、児童委員、主任児童委員、スクールカウンセラー、弁護士、医師 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「木田小学校いじめ防止プログラム」

- ・児童が自らいじめについて取り組むことができるよう年間を通してピア・サポート の取組（協働学習としてのペア交流・グループ交流）、学級活動（SEL）を行う。
- ・8月にいじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を位置付け、毎週（定例の職員打ち合わせ）で、生徒指導交流をする。
- ・ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」を活用し、常時、児童生徒の実態把握のための取組を行う。

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会、入学式、学校だよりにおける「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明 ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施（前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達） ・心のアンケート（記名式）の実施（4月中旬） ・教育（ここにこ）相談の実施（4月16日・17日） 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会で「方針」説明 ・児童会「よいこと見つけ（仮称）」の取組 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・児童会主体による「良いこと見つけ」（継続実施） ・「いじめ防止強化週間」の実施（6/24～7/3） ・情報提供アンケート（記名式）の実施（6月下旬） ・いじめについて考える集会に向けた取組 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日（集会） ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り） 	第1回 県いじめ 調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市生徒会サミット ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施（前期評価） ・職員研修会（ネットいじめ・教育相談も含める） 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりによる取組の見直しと家庭への啓発 ・ホームページ等による取組経過等の報告 ・心のアンケート（記名式）の実施（中旬） ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・運動会の取組に関わる学級のよさ見つけ 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・前期いじめ防止取組の評価と後期いじめ防止取組の検討 ・情報提供アンケート（無記名式）の実施（10月下旬） ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・教育（ここにこ）相談の実施（10月30日・31日） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止月間の取組（児童会による「いじめZERO WEEK！」いじめ防止キャラクター、ポスター・標語の募集） ・いじめ問題を扱った道徳の授業 ・学校運営協議会でいじめ対策に関する報告 	2B 学校人権教育研究会
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの集会」（いじめ0宣言の学級の振り返り いじめ防止キャラクター、ポスター・標語の受賞発表） ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施（いじめ防止対策の取組交流） ・第2回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 	第2回 県いじめ 調査

1月	<ul style="list-style-type: none"> 心のアンケート（記名式）の実施（初旬） アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け 教育（にこにこ）相談の実施 職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り） 教職員による次年度の取組計画 「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 教育（にこにこ）相談の実施（16日・17日） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 児童会の取組のまとめ 情報提供アンケート(記名式)の実施（下旬） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回「教職員の取組評価アンケート」（年間評価） 学校だより等による次年度の取組等の説明 	第3回 県(国)いじめ 調査

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

【組織対応】

- 「いじめ防止対策等推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者への指導をする。
- 保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導を努める。
- いじめを受けた児童に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者との連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- 同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

【別紙フロー図参照】

(2) 「重大事態」と判断されたときの対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

（重大事態の認識や重大事態と判断した後の主な対応など）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

（いじめの未然防止に係る取組やいじめの実態把握や措置を行うために踏まえるべき項目など）

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの未然防止の取組に関する事
 - ②いじめの早期発見の取組に関する事
 - ③いじめの再発を防止するための取組に関する事

8 個人情報の取扱い

- 個人調査（アンケート等）について
 - ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）
- 指導記録について
 - ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）
- 校種間、学年間での確実な引き継ぎ
 - ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引き継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。